

不正品の買取りに注意！

これらの金属製品は「**古物**」に該当します。

※ 本来の用途に使用できる状態で取引される場合



側溝のふた(グレーチング)



水道メーター



金属製門扉

金属製品の盗難被害が急増中です!!



車止め



ポール



足場板



など

買取りの際は「**古物営業法**」が適用されますので、
相手方の身分確認の徹底
不正品の疑いがある場合は警察官への申告の徹底
をお願いします！

これらを怠った場合は**刑事・行政処分の対象**となり得ます！

チェック！

【不正品を持ち込む者の特徴】



- ☐ 複数回に分けてくり返して売りに来る
- ☐ 持ち込んだ物の使い方や市場価格を知らない
- ☐ 一度に大量の物を持ち込む
- ☐ 入手経路について説明ができない
- ☐ 落ち着きがなく会話があいまい
- など

不審に思ったらすぐに**110番通報**してください。

埼玉県警察本部

電話 048-832-0110